

**油断はできません！
再び保険料が上がる可能性も**

Bグループになり、保険料の基準額は下がりました。しかし、一人当たりの給付費が増えると、次の改定時(平成30年度)にはAグループに戻り、再び保険料が上がる可能性もあります。

平成26年度の桂川町の状況を見ると、介護保険給付費は増加傾向にあるので注意が必要です。

健康で過ごすことが大切です

一人ひとりが健康に留意し、長く健康で過ごすことが、自身の介護予防につながり、介護保険料の基準額にも影響します。

特定健康診査や保健指導、がん検診などを定期的に受診し、病気の早期発見・早期治療に努め、健康長寿を目指しましょう。

また、介護保険料は、介護が必要な方だけでなく、各種教室などの介護予防事業にも使われています。積極的に利用して一緒に介護予防をがんばりましょう。

平成27年度 桂川町の介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額(月額目安)	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.45	29,941円(2,495円)	
第2段階	本人および世帯員全員が住民税非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.75	49,901円(4,158円)	
第3段階	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える	基準額×0.75	49,901円(4,158円)	
第4段階	本人が住民税非課税 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	基準額×0.9	59,882円(4,990円)	
第5段階	世帯の中に住民税課税者がいる 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える	基準額×1.0	66,535円(5,545円)	
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	79,842円(6,654円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上150万円未満	基準額×1.3	86,496円(7,208円)
第8段階		合計所得金額が150万円以上190万円未満	基準額×1.4	93,149円(7,762円)
第9段階		合計所得金額が190万円以上240万円未満	基準額×1.5	99,803円(8,317円)
第10段階		合計所得金額が240万円以上290万円未満	基準額×1.6	106,456円(8,871円)
第11段階		合計所得金額が290万円以上320万円未満	基準額×1.7	113,110円(9,426円)
第12段階		合計所得金額が320万円以上350万円未満	基準額×1.8	119,763円(9,980円)
第13段階		合計所得金額が350万円以上380万円未満	基準額×1.9	126,417円(10,535円)
第14段階		合計所得金額が380万円以上410万円未満	基準額×2.0	133,070円(11,089円)
第15段階		合計所得金額が410万円以上440万円未満	基準額×2.1	139,724円(11,644円)
第16段階	合計所得金額が440万円以上	基準額×2.2	146,377円(12,198円)	

※介護保険料は年額で決定します。月額目安は年額を12で割ったものです(1円未満四捨五入)

※第1段階は、国の方針により公費による軽減が実施され、(×0.45)の割合で計算

介護保険料決定通知書を送付します

8月上旬までに、65歳以上の人に平成27年度の介護保険料決定通知書を送付します。

【保険料の納付方法】

年金天引きで納付している人	今回決定した年間保険料額から4月・6月・8月に天引きした保険料(仮保険料)を差し引いた金額が、10月・12月・平成28年2月に年金から天引きされて納付
納付書や口座振替で納付している人	8月から平成28年3月まで、8回に分けて納付

※口座振替を利用すると納め忘れもなく安心です。ぜひご利用ください